

改正後

改正前

（物品販売業を営む店舗等の主要出入口）
第二十五条 物品販売業を営む店舗等の主要出入口は、道又は道に通ずる幅員三メートル以上の避難上有効な空地に面し、かつ、当該主要出入口の幅員は、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては二メートル以上とし、千平方メートルを超えるものにあつては三メートル以上としなければならない。

（物品販売業を営む店舗等の主要出入口）
第二十五条 物品販売業を営む店舗等の主要出入口は、道又は道に通ずる幅員三メートル以上の避難上有効な空地に面し、かつ、当該主要出入口の幅員は、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては二メートル以上とし、千平方メートルを超えるものにあつては三メートル以上としなければならない。

（物品販売業を営む店舗等の通路）

（物品販売業を営む店舗等の通路）

第二十六条 物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の一の階が物品の売場の用途に供する階でその用途に供する部分の床面積の合計が次の表の上欄に掲げる数値の建築物は、その用途に供する部分に当該下欄に掲げる数値以上の幅員を有する避難上有効な通路を設けなければならない。

第二十六条 物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の一の階が物品の売場の用途に供する階でその用途に供する部分の床面積の合計が次の表の上欄に掲げる数値の建築物は、その用途に供する部分に当該下欄に掲げる数値以上の幅員を有する避難上有効な通路を設けなければならない。

売場の用途に供する部分の床面積（単位平方メートル）			幅員（単位メートル）
地上階	五百を超え千以内のもの		一・六
	千を超えるもの		二・四
地階	五百を超えるもの		二・四

売場の用途に供する部分の床面積（単位平方メートル）			幅員（単位メートル）
地上階	五百を超え千以内のもの		一・六
	千を超えるもの		二・四
地階	五百を超えるもの		二・四

（既存建築物に対する制限の緩和）

（既存建築物に対する制限の緩和）

第五十一条 略

第五十一条 略

2 法第三条第二項の規定により第二十五条又は第二十六条第一項の規定の適用を受けない建築物（これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分（政令第一百七十七条第二項各号に掲げる建築物の部分）をいう。以下この項において「独立部分」という。）が二以上あるものに限る。以下この項において同じ。）で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

2 法第三条第二項の規定により第二十五条又は第二十六条第一項の規定の適用を受けない建築物（これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分（建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分をいう。以下この項において「独立部分」という。）が二以上あるものに限る。以下この項において同じ。）で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用除外) 第五十二条の三 建築物の階のうち、政令第百二十九条第一項の規定により、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十六条第四項、第十七条第一号、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二十二條、第二十六條及び第三十七條の規定は、適用しない。	(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用除外) 第五十二条の三 建築物の階のうち、政令第百二十九条の二第一項の規定により、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十六条第四項、第十七条第一号、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二十二條、第二十六條及び第三十七條の規定は、適用しない。
(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用除外) 第五十二条の四 建築物で、政令第百二十九条の二第一項の規定により、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七条第一号から第四号まで、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二十二條、第二十二條の二第二項、第二十五条(主要出入口の幅員に係る部分に限る。)、第二十六條、第二十七條第一号及び第二号並びに第三十七條の規定は、適用しない。	(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用除外) 第五十二条の四 建築物で、政令第百二十九条の二の二第一項の規定により、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七条第一号から第四号まで、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二十二條、第二十二條の二第二項、第二十五条(主要出入口の幅員に係る部分に限る。)、第二十六條、第二十七條第一号及び第二号並びに第三十七條の規定は、適用しない。